

いすみ市国土強靱化地域計画

令和3年5月
千葉県いすみ市

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本市の地域特性	1
3 計画の位置づけ及び構成	2
4 地域防災計画との違い	5
5 基本目標	5
6 事前に備えるべき目標	5
第2章 脆弱性評価	6
1 想定するリスク	6
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3 脆弱性評価結果	8
第3章 強靱化の推進方針	9
1 リスクシナリオにおける推進方針及び施策	9
目標1 被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る	9
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	18
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	24
目標4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	25
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	27
目標6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	28
目標7 制御不能な二次災害を発生させない	33
目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ...	36

第4章 計画の推進と進捗管理	41
1 進捗状況の把握	41
2 計画の見直し	41
[別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果]	42
目標1 被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る	42
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	47
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	50
目標4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	51
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	52
目標6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	53
目標7 制御不能な二次災害を発生させない	56
目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ...	58
【用語解説】	62

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、住家の半壊1棟、一部損壊56棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟などの家屋被害や、水産施設に物的被害をもたらすなど、防災対策に係る多くの課題、教訓をもたらした。

また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。さらに、近年の気候変動に伴い、令和元年には房総半島台風や東日本台風などにより豪雨や突風被害が頻発するなど、災害は多岐にわたってきている。

平成25年12月11日に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

このため、本市における国土強靱化は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と迅速な復旧、復興が可能な「しなやかさ」を併せ持つ「強靱なすみ市」を目指し、民間事業者、市民等、各主体の参画・連携のもと、本市域の脆弱性評価を踏まえて、策定するものとする。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 地勢

(ア) 位置

本市は、千葉県南東部に位置し、東部は太平洋に面し、西部には上総丘陵がある。

また、ほぼ45km圏に千葉市、75km圏内に首都圏の主要都市があり、交通面では東京からJR外房線大原駅まで特急で70分、道路はアクアラインから圏央道経由で70分の距離にある。

(イ) 地形

本市は房総半島中央部にある上総丘陵の東部に位置し、市域の北部には流域の大きな二級河川夷隅川が流れ、太平洋に注いでいる。

夷隅川の流域は、県下で最大の多雨地帯で、上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、降雨・暴風等により洪水等の被害を受けやすい地形的条件にあるとともに、太東崎から夷隅川の河口を隔てて和泉浦、日在浦に続き、八幡岬まで7.6kmの遠浅の海岸線が続き、津波の影響を受けやすい地域である。

北東部には九十九里平野の南端に位置する太東岬があり、ここで九十九里浜は終わる。これより南方は、少しずつ丘陵地になっている。

南西部はなだらかな房総丘陵に連なり、中央部には溜池や河川水を利用した水田が広がる。

南部では、特に国道128号線沿線から海岸まで丘陵地が続き、磯海岸になっている。

イ 気象

本市の気象は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈している。

年間平均降水量は2,000mm前後で、年平均気温は15.0℃である。

秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

(2) 社会環境

本市は、房総半島東部に位置し、市内を夷隅川と支流の落合川等が流れ、肥沃な大地の恵みを受け、稲作や梨栽培、漁業を中心にした農林水産業が基幹産業である。

地下資源としては、世界有数のヨウ素があり、西部では天然ガスも含めてかん水から採掘を行っている。

交通は、海岸線を南北に走る国道128号線と、東西に走る国道465号線をはじめ、千葉・茂原方面及び勝浦方面を結ぶJR外房線と、いすみ市と大多喜町を結ぶいすみ鉄道（昭和63年から第三セクター方式により運営）が運行されており、市外への広域移動を支えている。

しかし、基幹産業である農業も後継者不足などにより、農地の荒廃や耕作放棄地が増加し、本来の農地として保水能力などの機能が低下している。

また、建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることから、災害対策のより一層の強化が求められる。

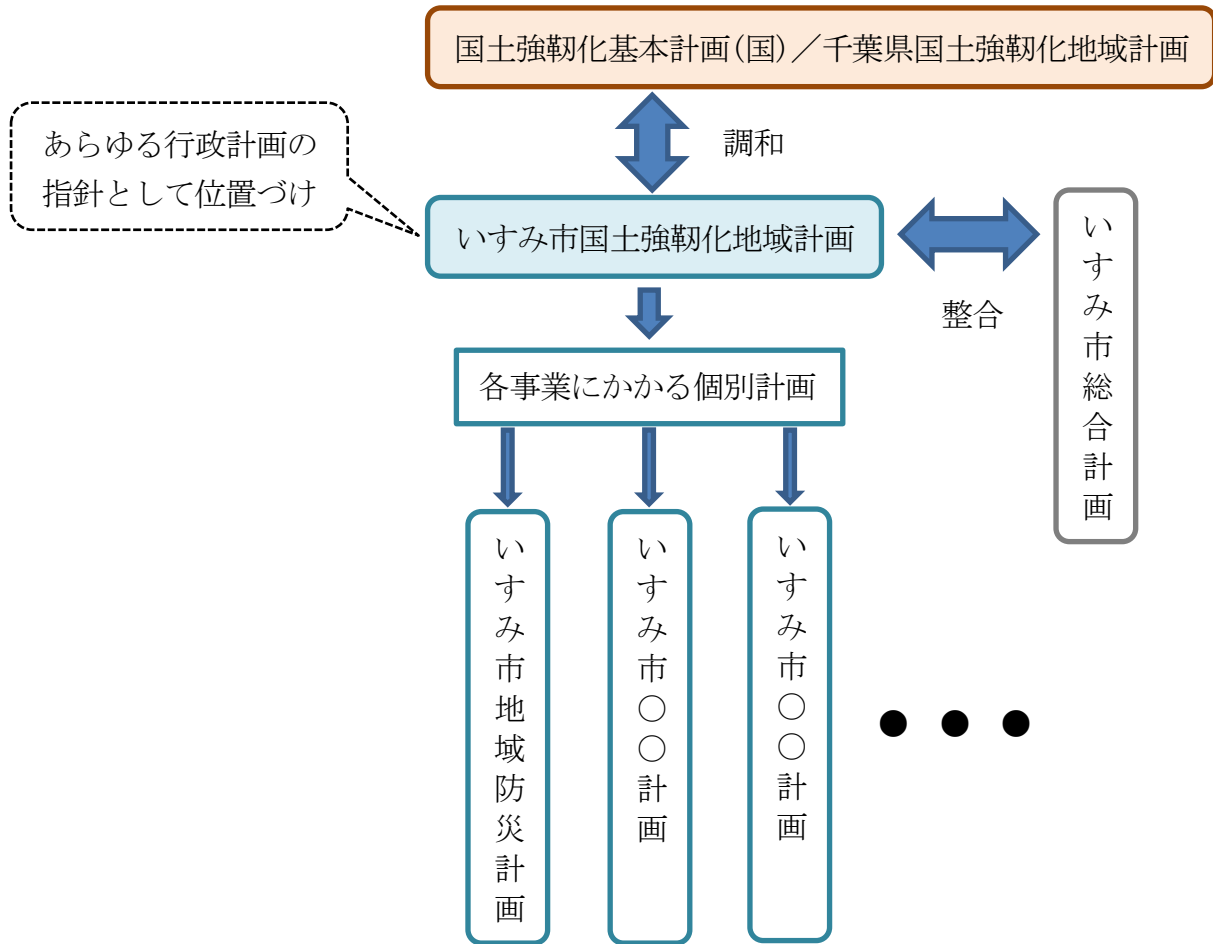
さらに、急速な高齢化の到来は、高齢者などの要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらしている。本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめている。

3 計画の位置づけ及び構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して本計画以外の市の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。なお、本計画は国が定める国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図り、いすみ市総合計画で示されている取組や将来像と整合性を図りながら策定する。

いすみ市国土強靱化地域計画と他の計画との関係（イメージ）



(2) 計画の構成

本計画は、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、重点的に取り組むリスクシナリオを選定することとした。

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の地域特性⇒ 本市の自然特性、社会環境について解説。
- 3 計画の位置づけ及び構成
- 4 地域防災計画との違い
- 5 基本目標⇒ 4つの基本目標を設定。
- 6 事前に備えるべき目標⇒ 8つの事前に備えるべき目標を設定。

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定
⇒ 29のリスクシナリオを設定。
- 3 脆弱性評価結果



(別記1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。



第3章 強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオにおける推進方針及び施策
⇒ リスクシナリオごとの脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を検討。
⇒ 進捗管理のための重要業績指標(K P I)を設定。



第4章 計画の推進と進捗管理

- ⇒ 計画を着実に推進するための進捗管理や計画の見直しについて提示。

4 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害などの個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、主として発災時・発災後において実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い】

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種別ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後

5 基本目標

基本法第14条では、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。また、基本法第6条の趣旨も踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

基本計画、県地域計画では、想定するリスクとして「大規模自然災害全般」を対象としている。本計画においても、いすみ市地域防災計画で想定している地震・津波、風水害等による「大規模自然災害全般」を想定するリスクとする。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされており、本計画においては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、本市の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、29の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定する。

いすみ市におけるリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る	1-1	【地震】建物の倒壊による死傷者の発生
		1-2	【火災】住宅密集地や不特定多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生
		1-3	【津波】津波等による死者の発生
		1-4	【洪水・風水害】異常気象等による長期的な住宅地等の浸水
		1-5	【土砂災害等】土砂災害等による死傷者の発生
		1-6	【情報伝達】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	【物資】被災地での食料・飲料水等、物資供給の長期停止
		2-2	【孤立集落】多数の孤立集落等の発生
		2-3	【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
		2-4	【帰宅困難者】帰宅困難者の発生
		2-5	【医療】医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	【疫病・感染症】被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	【電話・メール】電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【経済活動機能不全】企業の生産力低下、社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	【電力・ガス】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガス供給機能の停止
		6-2	【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	【交通インフラ】地域交通網が分断する事態
		6-4	【異常湧水】異常湧水等による用水の供給の途絶
		6-5	【住居・被災者支援】住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化、心身の健康被害の発生
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	【地震～火災】住宅密集地での大規模火災の発生
		7-2	【ため池等損壊】ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	【農地等荒廃】農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	【風評被害】風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	【人材等不足】道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	【地域コミュニティ等崩壊】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	【生活再建】被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価結果

評価結果は、別記1「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりである。
なお、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 施策のハード整備とソフト対策の適切な組合せ

本市の国土強靱化にかかる施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその基本目標に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策のハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性^(※)等の確保

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性^(※)を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携

本市における国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携が必要不可欠である。

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオにおける推進方針及び施策

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクシナリオごとに推進方針として取りまとめた。

目標1 被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る

1-1) 【地震】建物の倒壊による死傷者の発生

地震対策の推進(危機管理課 建設課)

国や県の地震被害想定調査の結果を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、いすみ市地震防災マップを状況に適合した内容に改訂し、各地域における建物被害や各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。

公共施設の耐震化等(各施設の管理課)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、機能保全を図ることを目的に管理・運営を行うとともに、災害時に備えた防災訓練の実施、施設の安全な利用等の推進を図る。また、これらの公共施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた防災拠点機能の強化、耐震化、不燃化等を推進する。【3-1・7-1 再掲】

宅地の耐震化(建設課)

大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地の有無を調査し、市民への情報提供を図る。【1-5 再掲】

住宅・建築物の耐震化(建設課)

住宅・建築物の耐震化を促進するために、幅広く市民に周知し啓発のための市民向けの耐震相談会や既存建物の耐震性関連事業の推進に努める。

被災宅地危険度判定^(※)の充実(建設課)

現在、17名の被災宅地危険度判定士が登録になっているが、行政職員が大部分を占めている。迅速かつ円滑な行動が取れるよう民間建築士等の登録を促すよう建築士会・建築士事務所協会に働きかけを行い、判定体制の充実を図る。【8-2 再掲】

被災建築物応急危険度判定^(※)の充実(建設課)

現在43名の被災建築物危険度判定士が登録になっているが発災後直ちに調査が円滑に行われるよう、定期的な実務講習会の開催を県に働きかけを行い、判定体制の充実を図る。

【8-2 再掲】

地域における災害対応力の向上(危機管理課)

地域防災訓練や職員派遣講座等を通じて、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

また、市内在住外国人に対する防災に関する情報提供に努める。【1-2・1-3 再掲】

家具転倒防止対策の強化(危機管理課)

高齢者・重度障害者世帯を重点に、各家庭において家具や大型家電製品等の金具による固定、寝ている人を直撃したり、入り口をふさがらないような家具等の配置、子供部屋の家具等の撤去、できるだけ背の低い家具等の選定について、市公式ウェブサイトや広報紙等により重点的に啓発を行う。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
地震防災マップ等の周知・改訂	地震防災マップの周知	地震防災マップの周知・改訂	地震防災マップ改定版作成、各戸配布
庁舎の耐震化	夷隅庁舎 昭和 44 年建設 大原庁舎 昭和 58 年建設 岬庁舎 昭和 45 年建設	いすみ市公共施設個別施設計画による 大原庁舎：維持管理保全を実施 夷隅庁舎：改修又は移転を検討 岬庁舎：庁舎機能を岬公民館へ移転し、取り壊し	【R4 年度】 岬庁舎移転完了 夷隅庁舎：改修又は移転
社会教育施設の計画的な維持管理の実施	夷隅文化会館 平成 4 年建設 大原文化センター 平成 3 年建設 東海公民館 昭和 39 年建設 岬公民館 昭和 53 年建設 岬ふれあい会館 平成 8 年建設 夷隅地区多目的研修センター 昭和 59 年建設 ふるさと憩いの家 昭和 60 年建設 夷隅武道館 昭和 56 年建設 岬武道館 昭和 50 年建設 B&G 海洋センター 平成元年建設 夷隅野球場、その他 (200 m ² 未満) 8 施設 平成 7 年建設	いすみ市公共施設個別施設計画による 岬公民館：改修	いすみ市公共施設個別施設計画により維持管理保全を実施 【R4 年度】 岬公民館改修完了

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
学校施設の耐震化	構造体の耐震化率： 100%	耐震化率維持	構造体の耐震化率： 100%
保育所施設の耐震化	耐震化率 100% (11 施設)	耐震化率維持	耐震化率 100% (11 施設)
大規模盛土造成地の調査	造成年代調査	調査実施	情報提供
被災宅地危険度判定士	登録者 17 人	登録者の増	登録者 30 人
被災建築物応急危険度判定士	公益社団法人千葉県建築士事務所協会及び千葉県建築士会いすみ支部と協定締結	協定締結の継続による体制強化	養成の推進
自主防災組織の結成促進	全世帯活動カバー率 12.6%	結成促進	全世帯活動カバー率 20%
防災リーダーの養成	災害対策コーディネーター養成講座修了者 55 人	養成講座開催 1 回/年	災害対策コーディネーター養成講座修了者 150 人
ブロック塀等改修促進事業の実施	6 件/年	補助事業の継続実施	10 件/年
家具転倒防止事業の実施	2 件/年	補助事業継続	10 件/年
地震・津波避難訓練の実施	中止（新型コロナウイルス感染症拡大）	訓練年 1 回の実施	参加者の増員
職員派遣講座による防災教育の開催	3 回/年実施	各行政区への開催の働きかけ	6 回/年実施

1-2) 【火災】住宅密集地や不特定多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災時等において大規模火災の可能性がある市内の住宅密集地に対し、火災の発生を防止する感震ブレーカー^(※)の普及促進を図るとともに、火災を早期発見する住宅用火災警報器や初期消火に必要な消火器等の設置率を向上させる。【5-1・7-1 再掲】

常備消防との連携強化(危機管理課)

市民の高齢化及び単身者の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、常備消防と連携を図り消防活動体制の強化を図る。【7-1 再掲】

消防団の強化(危機管理課)

災害時における消防団の消防力や活動などを強化するため、消防団機庫、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を進める。【7-1 再掲】

消防水利の整備(危機管理課)

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性のある地域、及び消防水利の基準に満たない地域について、消防水利の整備を進める。【7-1 再掲】

耐震性防火水槽の整備(危機管理課)

大規模地震等の災害発生時には、水道管の破損等により消火栓の使用が困難となることから、新規設置については耐震性防火水槽の計画的な整備を推進する。【7-1 再掲】

地域における災害対応力の向上(危機管理課)

地域防災訓練や出前講座等を通じて、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

また、市内在住外国人に対する防災に関する情報提供に努める。【1-1・1-3 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火器の設置促進	住宅用火災警報器設置率 64.08%	設置促進	設置促進
消防団員定数の充足率	91.3%	消防団員数の確保	91.3%
消防団車両の更新	2台更新	車両更新計画による更新	7台更新
消防水利の維持管理	消火栓 537箇所 防火水槽 523箇所	適正な維持管理と必要箇所の増設	消火栓 10箇所新設 防火水槽の維持管理継続
耐震性防火水槽の設置	6箇所設置済	設置促進	10箇所設置
自主防災組織の結成 (1-1 再掲)			
防災リーダーの養成 (1-1 再掲)			

1-3) 【津波】津波等による死者の発生

津波対策の推進(危機管理課)

津波発生時に住民等の迅速な避難行動ができるよう、津波避難訓練を毎年実施するとともに、津波ハザードマップなどを活用し、津波緊急避難場所等について周知徹底する。

避難場所等の整備・周知(危機管理課)

国や県による浸水想定区域等に対応した津波避難地図の作成を行い、避難場所を明確化するとともに、避難訓練等を通じて早期避難の重要性を周知し、避難方法や避難場所の確認を行うよう呼びかけを行う。

行政による情報処理・発信体制の整備(危機管理課)

市からの災害情報発信については、防災行政無線や防災メール、Lアラート^(※)等の通信手段を活用するとともに、時代に適合した伝達手段により個人に確実に情報を伝達できるよう整備する。

さらに、メールやSNS等による通信手段を活用するため、指定避難所となる小・中学校の体育館などにWi-Fi設備を整備する。【1-6・3-1・4-2 再掲】

津波避難施設等の整備(危機管理課)

津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリアの解消を図るため、津波避難施設等の整備を行う。

また、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等の設置や畜光式の看板の設置を行うとともに、夜間における避難行動のため、停電時にも点灯する避難誘導灯の整備を行う。

地域における災害対応力の向上(危機管理課)

地域防災訓練や出前講座等を通じて、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。【1-1・1-2 再掲】

津波避難道路の整備(建設課)

津波から命を守るため、安全な高台や避難施設等への円滑な避難のための津波避難道路の整備を行う。

海岸保全施設整備による、津波・高潮・浸食対策(建設課)

千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づき県と協議調整を図り、海岸づくり会議を開催し津波・高潮対策等の海岸保安整備事業を着実に推進する。また、水門の操作員の安全確保や、施設自動運転化についても県と連携し進める。

重要業績

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
津波ハザードマップの 周知・改訂	津波ハザードマップの 周知	津波ハザードマップ周 知・改訂	津波ハザードマップ改 訂版作成、各戸配布
指定緊急避難場所の指 定数	37 箇所	見直し随時指定	指定数増
防災行政無線屋外放送 設備バッテリー強化	72 時間対応バッテリー 139 箇所	維持管理保全	維持管理保全
防災メール登録者数	5,636 人	登録者の増	【R6 年度】 8,000 人
指定避難場所の Wi-Fi 環境の整備	市有施設整備率 57%	整備推進	市有施設整備率 100%
津波避難タワーの整備	整備計画の作成	避難タワー整備 (1 箇所)	【R5 年度】 避難タワー整備完了 (1 箇所)
海拔掲示板の設置	107 箇所	随時設置	増設設置
避難誘導看板の設置	179 箇所	16 箇所設置	【R4 年度】 195 箇所
避難誘導灯の設置	整備計画の作成	77 箇所設置	【R3 年度】 77 箇所
自主防災組織の結成 (1-1 再掲)			
防災リーダーの養成 (1-1 再掲)			
津波避難道路の整備	【R2 年度】 整備計画の作成	整備 (5 路線) 市道 0136 号線(和泉) 市道 0221 号線(南日在) 市道 3298 号線(北日在) 市道 3337 号線(北日在) 市道 6325 号線(江場土)	整備 (5 路線) 市道 0136 号線(和泉) 市道 0221 号線(南日在) 市道 3298 号線(北日在) 市道 3337 号線(北日在) 市道 6325 号線(江場土)

1-4) 【洪水・風水害】異常気象等による長期的な住宅地等の浸水

洪水ハザードマップ作成、避難訓練の実施(危機管理課)

洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。

河川等の整備(建設課)

水害による被害を最小限にするために、河川の河道掘削や河川阻害物の除去、排水路（側溝）の清掃などを計画的に実施する。また、県管理の2級河川落合川の着実な改修実施を要望し、河川改修を促進する。

河川管理施設の維持管理・更新(建設課)

蜷川水門は、建築以来45年以上経過しており耐用年数が迫っているため、県と協議調整を図り、改修計画及び長寿命化計画を進める。

農業用排水施設の保全・整備(農林課)

集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害解消のため、農地の被害を未然に防ぐことや排水機能の確保の観点から農業用排水施設等の整備・補強を実施する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
洪水ハザードマップの周知・改訂	洪水ハザードマップの作成・周知	洪水ハザードマップの作成周知・改訂	洪水ハザードマップの改訂・各戸配布
マイタイムラインの作成周知	—	防災かわら版により周知実施 1回/年	周知継続
避難訓練の実施	中止（新型コロナウイルス感染症拡大）	訓練年1回の実施	参加者の増員
河川維持管理清掃	準用河川上塩田川沿い高木伐採、準用河川松丸川草刈、準用河川弓取川河川清掃	維持管理強化	実施箇所5箇所

1-5) 【土砂災害等】土砂災害等による死傷者の発生

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備（危機管理課）

県は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を令和3年度までに完了する計画としており、市はこれを促進する。また、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップなどを活用した区域住民への危険個所や早期避難の重要性の周知、避難訓練の実施など、県と連携してソフト対策を推進する。

土砂災害防止対策の推進（建設課）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等ハード整備を推進する。

宅地の耐震化（建設課）

大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地の有無を調査し、市民への情報提供を図る。【1-1 再掲】

森林の多面的機能の向上（農林課）

森林の適切な管理・保全が行われない場合は、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高くなることが懸念されるため、県と連携し森林整備・保全活動や環境教育等を推進する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
土砂災害ハザードマップの作成	土砂災害ハザードマップの作成	土砂災害ハザードマップの周知・改訂	土砂災害ハザードマップの周知・改訂
避難訓練の実施（1-4 再掲）			
大規模盛土造成地の調査（1-1 再掲）			

1-6) 【情報伝達】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

行政による情報処理・発信体制の整備 (危機管理課)

市からの災害情報発信については、防災行政無線や防災メール、Lアラート^(※)等の通信手段を活用するとともに、時代に適合した伝達手段により個人に確実に情報を伝達できるよう整備する。

さらに、メールやSNS等による通信手段を活用するため、指定避難所となる小・中学校の体育館などにWi-Fi設備を整備する。【1-3・3-1・4-2 再掲】

組織体制の強化・危機対応能力の向上 (危機管理課)

情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、市職員の危機対応能力の向上を図る。

福祉避難所^(※)の指定促進 (危機管理課)

福祉避難所^(※)の指定を一層促進するとともに、避難行動要支援者^(※)のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化 (危機管理課)

災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。

外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達 (水産商工観光課 危機管理課)

本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備する。

災害時避難行動要支援者対策の促進 (健康高齢者支援課 福祉課 危機管理課)

避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者^(※)の個別計画策定の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
福祉避難所の指定	14 施設	指定の推進 (2 施設)	指定済 16 施設
災害時避難行動要支援者名簿の提供	未提供 (作成済)	避難行動要支援者避難支援登録申込者の関係機関に名簿を提供	名簿の提供
災害時避難行動要支援者個別計画の策定	未作成	策定推進	支援実施
防災行政無線戸別受信機の貸与	無償貸与実施済	貸与継続実施	貸与継続実施
自主防災組織の結成 (1-1 再掲)			
防災行政無線屋外放送設備バッテリー強化 (1-3 再掲)			
防災メール登録者数 (1-3 再掲)			
指定避難場所のWi-Fi環境の整備 (1-3 再掲)			

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1) 【物資】被災地での食料・飲料水等、物資供給の長期停止

支援物資の調達・供給体制の構築(危機管理課)

災害協定の締結等により、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築を推進する。

備蓄品の確保(危機管理課)

家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制の構築を図るとともに、3日間必要となる最低限の物資を保持し、円滑に物資を供給できる体制を整備する。コロナ禍にあっては感染症防止の物資も計画的に備蓄する。

道路施設の老朽化対策(建設課)

道路施設の老朽化対策について計画的な修繕、補修を実施し適正な維持管理を推進する。

【2-5・5-1・6-3 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁長寿命化と共に橋梁の耐震化を着実に推進する。【2-5・5-1・6-3 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する。【2-5・8-2 再掲】

応急給水体制の整備(環境水道課)

災害時の飲料水や生活用水を確保するため、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、災害時の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう体制を構築し、応急給水体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化・更新(環境水道課)

大規模災害時においても、必要最低限の水の供給が可能となるように、導水管、送水管、配水管及び配水池等について、耐震化を図るとともに、水道施設の更新及び災害時の飲料水確保について促進する。【6-2 再掲】

医療関係団体等との協力体制(健康高齢者支援課)

災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を構築する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
物資供給に関する協定の締結	14 団体と協定締結	協定締結の拡大	20 団体と締結
備蓄物資の確保	充足率 100%	備蓄計画による備蓄物資の更新	充足率 100%
舗装・道路付属物等の修繕	【H29 年度】 修繕計画の策定	計画的な修繕	整備促進
橋梁長寿命化	【R 元年度】 長寿命化計画の策定	計画的な修繕	【R7 年度】 15 橋 長寿命化修繕完了
トンネル長寿命化	【R 元年度】 長寿命化計画の策定	計画的な修繕	【R7 年度】 7 トンネル 長寿命化修繕完了
道路啓開計画策定	未策定	行動計画の策定	取組の推進
応急給水に関する物資の充実	充足率 10%	備蓄推進	充足率 20%
水道施設・管路の老朽化、施設効率化対策の実施	【H27 年度】 水道ビジョン策定 進捗率 5%	水道ビジョンの推進	【令和 12 年度】 達成率 8%
上水道管路の耐震化	【H30 年度】 管路更新計画策定 耐震化率 2%	管路更新計画の推進	【令和 12 年度】 重要基幹管路 耐震化率 5%
配水池の耐震化	耐震構造配水池 5/7 施設	耐震化推進	耐震構造配水池 6/7 施設
医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定締結	医師会と協定締結	協定締結推進	3 団体と協定締結

2-2) 【孤立集落】多数の孤立集落等の発生

道路の防災対策(建設課)

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

【2-3・7-1・8-3 再掲】

2-3) 【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足

常備消防力の強化(企画政策課)

常備消防等において高度な救急救命処置等が実施可能な救急救命士を計画的に維持し、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実・強化を促進する。

消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化(危機管理課)

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、災害時受援計画について随時見直しを行い、訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。

【2-5・3-1・8-1・8-2 再掲】

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

【2-2・7-1・8-3 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
消防団員定数の充足率	91.30%	消防団員数の確保	91.30%
受援計画の策定	【R2年度】 計画策定	随時見直し	随時見直し
災害時受援訓練	未実施	1回／年	継続実施
自主防災組織の結成	(1-1 再掲)		
防災リーダーの養成	(1-1 再掲)		

2-4) 【帰宅困難者】 帰宅困難者の発生

事業所等における緊急物資備蓄（危機管理課）

大規模地震発生時等において帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等において、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

2-5) 【医療】医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医師会等との連携強化(健康高齢者支援課)

広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を行う。

医療施設における電力供給体制の確保(健康高齢者支援課)

災害時においても医療施設の基本的な機能を維持する必要があるため、平時から自家用発電機等の整備を促進する。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、災害時受援計画について随時見直しを行い、訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。

【2-3・3-1・8-1・8-2 再掲】

道路施設の老朽化対策(建設課)

道路施設の老朽化対策について計画的な修繕、補修を実施し適正な維持管理を推進する。

【2-1・5-1・6-3 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁長寿命化と共に橋梁の耐震化を着実に推進する。【2-1・5-1・6-3 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する。【2-1・8-2 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
救護所の資機材の充足	—	必要に応じ実施	資機材の充実
医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定締結 (2-1 再掲)			
受援計画の策定 (2-3 再掲)			
舗装・道路付属物等の修繕 (2-1 再掲)			
橋梁長寿命化 (2-1 再掲)			
トンネル長寿命化 (2-1 再掲)			
道路啓開計画策定 (2-1 再掲)			

2-6) 【疫病・感染症】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

予防接種や消毒、害虫駆除等の実施(健康高齢者支援課 環境水道課)

平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。

し尿処理体制の構築(危機管理課)

指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施するとともに、協定により備蓄数の拡充を図る。

避難所における衛生管理・感染症対策(福祉課 健康高齢者支援課 危機管理課)

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を強化するため必要な物資・資機材の整備等を推進する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
予防接種の実施	実施	予防接種法に基づき毎年度実施	取組の推進
衛生用品の備蓄	簡易トイレ 327 台 簡易トイレ(詰替) 21,717 個 おむつ 28,958 個	備蓄計画による備蓄物資の増強	充足率 100%
感染防止物品の備蓄	備蓄数 ワンタッチパーテーション 300 個 段ボールパーテーション 300 個 マスク 30,000 枚 消毒液 80 リットル	備蓄物資の増強	物品の充実

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続体制の構築（危機管理課）

BCP^(※)の実効性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図るほか、被災時における移動に自転車等を活用し、業務の継続性を高める。

行政による情報処理・発信体制の整備（危機管理課）

市からの災害情報発信については、防災行政無線や防災メール、Lアラート^(※)等の通信手段を活用するとともに、時代に適合した伝達手段により個人に確実に情報を伝達できるよう整備する。

さらに、メールやSNS等による通信手段を活用するため、指定避難所となる小・中学校の体育館などにWi-Fi設備を整備する。【1-3・1-6・4-2再掲】

受援計画見直し（危機管理課）

受援力の向上を図るため、災害時受援計画について随時見直しを行い、訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。

【2-3・2-5・8-1・8-2再掲】

公共施設の耐震化等(各施設の管理課)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、機能保全を図ることを目的に管理・運営を行うとともに、災害時に備えた防災訓練の実施、施設の安全な利用等の推進を図る。また、これらの公共施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた防災拠点機能の強化、耐震化、不燃化等を推進する。【1-1・7-1再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
BCPの策定	策定済	随時見直し	随時見直し
防災行政無線屋外放送設備バッテリー強化（1-3再掲）			
防災メール登録者数（1-3再掲）			
指定避難場所のWi-Fi環境の整備（1-3再掲）			
受援計画の策定（2-3再掲）			
防災訓練の実施	職員地震対処訓練 避難所開設訓練	各種訓練の実施	継続実施
庁舎の耐震化（1-1再掲）			
社会教育施設の計画的な維持管理の実施（1-1再掲）			
学校施設の耐震化（1-1再掲）			
保育所施設の耐震化（1-1再掲）			

目標 4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 【電話・メール】電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

防災情報の収集機能強化(危機管理課)

民間通信事業者の回線が停止した場合に県と市、防災関係機関との通信ができるよう、衛星携帯電話、防災行政無線や情報システム等の確保を図る。

電源途絶に対する予備電源の確保(危機管理課)

非常用発電機の整備及び燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。更に、再生可能エネルギー等を電源とする「いすみ市地域マイクログリッド」に参画し、関係者との連携体制の整備を図る。

停電防止予防伐採の実施(危機管理課)

台風等による倒木を原因とする大規模停電の発生を未然に防ぐため、計画的な予防伐採を実施する。【6-1 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
予防伐採実施箇所数	主要幹線 19 箇所	計画的な予防伐採の実施	主要幹線断線危険箇所解消
可搬型発電機の整備	84 台	整備推進	整備推進
燃料供給協定等の締結	2 団体等と協定締結	随時協定締結	協定締結継続による体制強化
地域マイクログリッドによる電力供給の協定締結	—	整備推進	本庁舎と大原中学校を中心とする地域マイクログリッドの導入

4-2) 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

行政による情報処理・発信体制の整備（危機管理課）

市からの災害情報発信については、防災行政無線や防災メール、Lアラート^(※)等の通信手段を活用するとともに、時代に適合した伝達手段により個人に確実に情報を伝達できるよう整備する。

さらに、メールやSNS等による通信手段を活用するため、指定避難所となる小・中学校の体育館などにWi-Fiを整備する。【1-3・1-6・3-1再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
		防災行政無線屋外放送設備バッテリー強化（1-3再掲）	
		防災メール登録者数（1-3再掲）	
		指定避難場所のWi-Fi環境の整備（1-3再掲）	

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 【経済活動機能不全】企業の生産力低下、社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

中小企業に対する資金調達支援(水産商工観光課)

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。

民間企業におけるBCP^(※)の策定促進(水産商工観光課)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるようにBCP^(※)を策定し、災害時において一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進する。

災害時の電力、石油燃料等の確保(危機管理課)

災害時に迅速かつ円滑に、電力(地域マイクログリッド含む)、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結について検討する。【6-1再掲】

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災時等において大規模火災の可能性がある市内の密集市街地に対し、火災の発生を防止する感震ブレーカー^(※)の普及促進を図るとともに、火災を早期発見する住宅用火災警報器や初期消火に必要な消火器等の設置率を向上させる。【1-2・7-1再掲】

道路施設の老朽化対策(建設課)

道路施設の老朽化対策について計画的な修繕、補修を実施し適正な維持管理を推進する。

【2-1・2-5・6-3再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁長寿命化と共に橋梁の耐震化を着実に推進する。【2-1・2-5・6-3再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
中小企業災害対策利子補給事業	利子補給5件	被災事業者への資金調達時負担軽減のための支援	継続支援
燃料供給協定等の締結(4-1再掲)			
地域マイクログリッドによる電力供給の協定締結(4-1再掲)			
住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火器の設置促進(1-2再掲)			
舗装・道路付属物等の修繕(2-1再掲)			
橋梁長寿命化(2-1再掲)			

目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 【電力・ガス】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス供給機能の停止

ライフライン事業者等との連携強化(危機管理課)

大規模災害発生後の電力（地域マイクログリッド含む）や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。

災害時の電力、石油燃料等の確保(危機管理課)

災害時に迅速かつ円滑に、電力（地域マイクログリッド含む）、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結について検討する。【5-1 再掲】

停電防止予防伐採の実施（危機管理課）

台風等による倒木を原因とする大規模停電の発生を未然に防ぐため、計画的な予防伐採を実施する。【4-1 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
停電復旧の連携等協定の締結	1件（東京電力PG）	連携強化	2件（東京電力PG、地域マイクログリッド事業者）
燃料供給協定等の締結（4-1 再掲）			
予防伐採実施箇所数（4-1 再掲）			

6-2) 【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・更新（環境水道課）

大規模災害時においても、必要最低限の水の供給が可能となるように導水管、送水管、配水管及び配水池等について、耐震化を図るとともに、水道施設の更新及び災害時の飲料水確保について促進する。【2-1 再掲】

応援給水体制及び給水機器の整備（環境水道課）

市内水道業者との災害協定により迅速に復旧を推進し、給水については千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援給水を行っていく。

水質悪化による浄水処理機能については、いすみ市水安全計画に基づき、早期の水質改善に努める。

給水車、給水用具は順次整備を進める。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
水道施設・管路の老朽化、施設効率化対策の実施（2-1 再掲）			
水道事業者応援協定の締結数	1件	協定締結推進	協定締結推進
上水道管路の耐震化（2-1 再掲）			

6-3) 【交通インフラ】地域交通網が分断する事態

輸送手段の確保(企画政策課)

災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。

代替性確保のための道路ネットワーク強化(建設課)

災害時におけるにおける緊急輸送道路^(※)の代替性を確保するために国道465号バイパス事業や、茂原一宮大原道路の整備促進を図る。

緊急輸送道路^(※)を含む市道整備と適切な維持管理(建設課)

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が円滑にできるよう、緊急輸送道路^(※)を含む市道の整備や適正な維持管理を行う。

道路施設の老朽化対策(建設課)

道路施設の老朽化対策について計画的な修繕、補修を実施し適正な維持管理を推進する。

【2-1・2-5・5-1 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁長寿命化と共に橋梁の耐震化を着実に推進する。【2-1・2-5・5-1 再掲】

道路啓開^(※)体制の整備(建設課)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(建設課)

道路啓開^(※)や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
道路改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 465 号バイパス ・ 茂原一宮大原 道路整備促進 	要望活動実施	取組の推進
舗装・道路付属物等の修繕 (2-1 再掲)			
橋梁長寿命化 (2-1 再掲)			
トンネル長寿命化 (2-1 再掲)			
道路啓開体制強化	—	関係機関との連携強化	取組の推進
災害時応援協定の締結	【H21 年度】 協定締結 1 件 (いすみ市建設協会)	連携強化	取組の推進

6-4) 【異常渇水】 異常渇水等による用水の供給の途絶

水源の運用方法の構築(環境水道課)

ダム水及び南房総広域水道企業団の水源渇枯に対しては渇水対策マニュアルに基づき、正確な渇水情報の把握、渇水対策本部の設置、渇水対策活動等を行い、水道使用者への負担軽減に努めるとともに、千葉県水道災害相互応援協定により応援給水の要請を行う。

6-5) 【住居・被災者支援】住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化、心身の健康被害の発生

応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の確保（建設課）

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携を強化するなど、あらかじめ住居の供給体制の整備を推進する。

また、既存市営住宅の空き住戸への一時的な入居による活用を考慮し、公営住宅等ストック総合改善事業や公営住宅等整備事業により安全性を確保しながら必要戸数を維持する。

災害ボランティアの円滑な受入れ（福祉課）

避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアセンターを設置するいすみ市社会福祉協議会との連携体制を強化するための訓練等を行う。

遺体措置に関する適正な対応（環境水道課）

災害時における遺体処理に関する対策及び体制整備を検討する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
市営住宅の改善	220 戸	維持管理の強化	取組の推進
ボランティアセンター 開設連携訓練	1 回/年	2 回/年	継続実施

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 【地震～火災】住宅密集地での大規模火災の発生

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災時等において大規模火災の可能性のある市内の住宅密集地に対し、火災の発生を防止する感震ブレーカー^(※)の普及促進を図るとともに、火災を早期発見する住宅用火災警報器や初期消火に必要な消火器等の設置率を向上させる。【1-2・5-1 再掲】

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

【2-2・2-3・8-3 再掲】

常備消防との連携強化(危機管理課)

市民の高齢化及び単身者の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、常備消防と連携を図り消防活動体制の強化を図る。【1-2 再掲】

消防団の強化(危機管理課)

災害時における消防団の消防力や活動などを強化するため、消防団機庫、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を進めていく。【1-2 再掲】

消防水利の整備(危機管理課)

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性のある地域及び、消防水利の基準に満たない地域について、消防水利の整備を進める。【1-2 再掲】

耐震性防火水槽の整備(危機管理課)

大規模地震等の災害発生時には、水道管の破損等により消火栓の使用が困難となることから、新規設置については耐震性防火水槽の計画的な整備を推進する。【1-2 再掲】

民間建築物の適切な管理(企画政策課 建設課)

空き家登録制度を実施し、空き家の有効活用を促進するとともに、空き家等対策計画を策定し、空き家活用に関する各種施策を実施していく。

公共施設の耐震化等(各施設の管理課)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、機能保全を図ることを目的に管理・運営を行うとともに、災害時に備えた防災訓練の実施、施設の安全な利用等の推進を図る。また、これらの公共施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた防災拠点機能の強化、耐震化、不燃化等を推進する。【1-1・3-1 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火器の設置促進（1-2 再掲）			
自主防災組織の結成（1-1 再掲）			
防災リーダーの養成（1-1 再掲）			
消防団車両の更新（1-2 再掲）			
消防水利の維持管理（1-2 再掲）			
耐震性防火水槽の設置（1-2 再掲）			
空き家対策計画	検討中	計画策定	整備推進
庁舎の耐震化（1-1 再掲）			
社会教育施設の計画的な維持管理の実施（1-1 再掲）			
学校施設の耐震化（1-1 再掲）			
保育所施設の耐震化（1-1 再掲）			

7-2) 【ため池等損壊】ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の整備（農林課）

ため池について、計画的な改良や補修整備を行う。

ため池ハザードマップの作成（農林課）

ため池決壊時の浸水想定や円滑な避難を確保するよう、ため池ハザードマップの作成を検討する。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
ため池ハザードマップの作成	作成済（1箇所）	作成検討（133箇所）	作成（133箇所）

7-3) 【農地等荒廃】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地等の適切な保全管理（農林課）

農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。

森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等（農林課）

山地の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。

7-4) 【風評被害】 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

観光業、農業、水産業の需要回復に向けた安全性の情報発信（水産商工観光課 農林課）

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。また、平時の取組として、地域製品のブランド化を進め、消費者との信頼関係構築を図る。

目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理体制の構築(環境水道課)

災害発生時に生じた災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、環境省の指針である「災害廃棄物対策指針」や「千葉県災害廃棄物処理計画」また、いすみ市地域防災計画との整合性を図り、「いすみ市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害からの速やかな復旧・復興を進める。

災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備(環境水道課)

国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、災害時受援計画について随時見直しを行い、訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。

【2-3・2-5・3-1・8-2 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
災害廃棄物処理計画の策定	策定中	計画策定	策定及び見直しの検討
ストックヤード候補地の選定	1箇所	候補地の選定	3箇所
災害廃棄物処理応援協定の締結数	10件	締結推進	【R3】 12件
受援計画の策定(2-3再掲)			

8-2) 【人材等不足】道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築(建設課 危機管理課)

建設関係団体、他自治体等と締結している災害復旧に関する協定に基づき、平常時から協定締結先との連携を強化する。

防災を担う人材の育成(危機管理課)

大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成を行う。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、災害時受援計画について、随時見直しを行い、訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。

【2-3・2-5・3-1・8-1 再掲】

建物被害認定体制の充実(税務課)

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図る。【8-4 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する。【2-1・2-5 再掲】

被災宅地危険度判定^(※) の充実(建設課)

現在、17名の被災宅地危険度判定士が登録になっているが、行政職員が大部分を占めている。迅速かつ円滑な行動が取れるよう民間建築士等の登録を促すよう建築士会・建築士事務所協会に働きかけを行い、判定体制の充実を図る。【1-1 再掲】

被災建築物応急危険度判定^(※) の充実(建設課)

現在43名の被災建築物危険度判定士が登録になっているが発災後直ちに調査が円滑に行われるよう、定期的な実務講習会の開催を県に働きかけを行い、判定体制の充実を図る。

【1-1 再掲】

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
防災リーダーの養成（1-1 再掲）			
受援計画の策定（2-3 再掲）			
建物被害認定職員の養成	3人	建物被害認定職員の養成	6人
道路啓開計画策定（2-1 再掲）			
被災宅地危険度判定士（1-1 再掲）			
被災建築物応急危険度判定士（1-1 再掲）			
防災訓練の実施（3-1 再掲）			

8-3) 【地域コミュニティ等崩壊】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域防犯体制の充実（危機管理課）

防犯パトロール隊の支援や防犯カメラの設置を促進することにより、地域における防犯力の一層の強化を図る。

また、防犯カメラの設置をすることにより、住宅地における犯罪抑止効果を高める。

被災者台帳の整備・推進（危機管理課）

被災者台帳を作成し、被災者の被害から生活再建までを一元的に管理し迅速な復旧・復興を図る。

地域防災力の向上（危機管理課）

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

【2-2・2-3・7-1 再掲】

多様な主体に配慮した防災対策の推進（危機管理課）

災害対応力を強化するため、男女共同参画の観点から女性の視点を入れた防災対策を推進する。

地籍調査^(※)の実施（建設課）

迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査^(※)を実施し、土地境界等を明確にする。

重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
防犯カメラの設置	32 台	設置推進	必要に応じ設置
防犯パトロール隊	41 隊	結成促進	必要に応じ結成
被災者台帳の整備	未実施	検討	実施
自主防災組織の結成	(1-1 再掲)		
防災リーダーの養成	(1-1 再掲)		
地籍調査の実施	事業計画策定	市内全域における調査の推進	調査実施

8-4) 【生活再建】被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

恒久住宅対策（建設課）

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うため、支援制度を前提とした体制の構築に努める。

また、災害公営住宅等の供給を行うため、復興・復旧段階を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるようあらかじめ検討を行う。

雇用対策（水産商工観光課）

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る補助制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、BCP^(※)の策定を促進する。

生活再建支援（福祉課）

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する。

建物被害認定体制の充実（税務課）

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図る。【8-2 再掲】

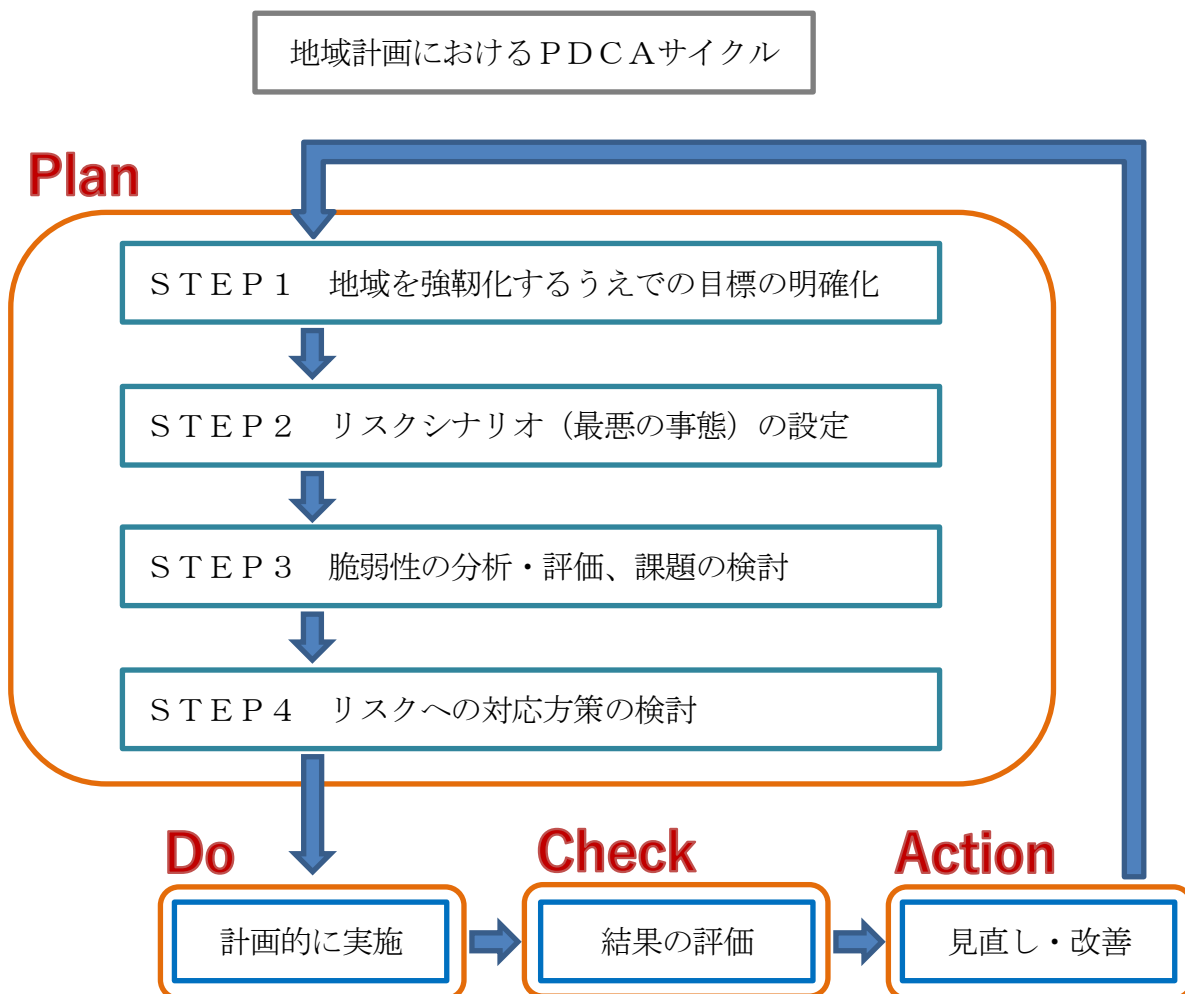
重要業績指標

指標名	現況 【令和2年度】	計画内容	目標 【令和7年度】
災害公営住宅用地	未検討	検討実施	候補地選定

第4章 計画の推進と進捗管理

1 進捗状況の把握

地域計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、リスクシナリオごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて、計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、必要に応じてリスクシナリオの見直しを行う。



2 計画の見直し

本計画は、国の基本計画の見直し時期等と整合をとるため、概ね5年ごとに、リスクシナリオの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、計画の見直しを行う。

また、本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものであることから、本市における地域防災計画など、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

[別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果]

目標 1 被害の発生抑制により人命の保護を最大限図る

1-1) 【地震】建物の倒壊による死傷者の発生

地震対策の推進（危機管理課 建設課）

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた地震対策の検討を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく市民に伝える必要がある。

公共施設の耐震化等（各施設の管理課）

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要がある。

また、公共施設は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要である。【3-1・7-1 再掲】

宅地の耐震化（建設課）

大規模地震時に被害の受けやすい大規模造成地の有無を把握し、調査結果を公表し市民の理解を求める必要がある。【1-5 再掲】

住宅・建築物の耐震化（建設課）

大規模地震時に家屋倒壊の集中的被害、建築物崩壊がおこる恐れがあり、住宅や建物の耐震化を促進する必要がある。

被災宅地危険度判定^(※)の充実（建設課）

大規模地震により被災した場合の二次災害の発生を防ぐため被災宅地危険度判定士の養成が必要である。【8-2 再掲】

被災建築物応急危険度判定^(※)の充実（建設課）

大規模地震により被災した建築物の応急危険度判定が早期に実施できるよう被災建物応急危険度判定士の養成が必要である。【8-2 再掲】

地域における災害対応力の向上（危機管理課）

自主防災組織の全世帯における活動カバー率は12.6%（令和2年3月）であることから、自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-2・1-3 再掲】

家具転倒防止対策の強化（危機管理課）

屋内収容物の転倒等による死者を減少させるため、各世帯における家具転倒防止等の取組を行うよう啓発する必要がある。

1-2) 【火災】住宅密集地や不特定多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災による火災発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー^(※)、住宅用火災警報器、消火器等について設置を促進する必要がある。【5-1・7-1 再掲】

常備消防との連携強化(危機管理課)

市民の高齢化及び単身者の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。【7-1 再掲】

消防団の強化(危機管理課)

災害時における消防団の消防力や活動などの強化を図る必要がある。【7-1 再掲】

消防水利の整備(危機管理課)

被害が大きいと予想される地域について、消防水利の整備が必要である。【7-1 再掲】

耐震性防火水槽の整備(危機管理課)

大規模地震等の災害発生時には、水道管の破損等により消火栓の使用が困難となることから、耐震性防火水槽を整備する必要がある。【7-1 再掲】

地域における災害対応力の向上(危機管理課)

自主防災組織の全世帯における活動カバー率は12.6%（令和2年3月）であることから、自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1・1-3 再掲】

1-3) 【津波】津波等による死者の発生

津波対策の推進(危機管理課)

市民が津波から安全に避難できるよう、市の津波避難計画、津波ハザードマップを作成し、津波避難による津波対策の強化を推進する必要がある。

避難場所等の整備・周知(危機管理課)

指定緊急避難場所37か所、津波緊急避難場所104か所を指定(令和2年3月)しているが、周知を図っていく必要がある。

行政による情報処理・発信体制の整備(危機管理課)

市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、防災メール等により発信しているが、防災行政無線戸別受信機等により確実に個人に伝達できる手段を整備する必要がある。【1-6・3-1・4-2再掲】

津波避難施設等の整備(危機管理課)

津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリアの解消を図るため、津波避難施設等の整備を行う必要がある。

また、速やかな避難や行動に役立つ海拔表示の看板等の設置や畜光式の看板の設置を行うとともに、夜間における避難行動のため、停電時にも点灯する避難誘導灯の整備を行う必要がある。

地域における災害対応力の向上(危機管理課)

自主防災組織の全世帯における活動カバー率は12.6%(令和2年3月)であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、初期消火活動を含め訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1・1-2再掲】

津波避難道路の整備(建設課)

津波から命を守るため、安全な高台や避難施設等への避難を円滑に行うための津波避難道路を整備する必要がある。

海岸保全施設整備による、津波・高潮・浸食対策(建設課)

津波や高潮等からの防護に必要な海岸保全施設が必要である。また水門の自動運転や確実な運用体制、操作員の安全確保を図る必要がある。

1-4) 【洪水・風水害】異常気象等による長期的な住宅地等の浸水

洪水ハザードマップ作成、避難訓練の実施(危機管理課)

洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

河川等の整備(建設課)

水害による被害を最小限にするため、河川の河道掘削や河川阻害物の除去、排水路(側溝)の清掃などを計画的に実施する必要がある。また、県管理の2級河川落合川の着実な改修実施を要望し、河川改修を促進する必要がある。

河川管理施設の維持管理・更新(建設課)

蜷川水門は、建築以来45年以上経過しており耐用年数が迫っているため、県と協議調整を図り、改修計画及び長寿命化計画を進める必要がある。

農業用排水施設の保全・整備(農林課)

集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害解消のため、農地の被害を未然に防ぐことや排水機能の確保の観点から農業用排水施設等の整備・補強を実施する必要がある。

1-5) 【土砂災害等】土砂災害等による死傷者の発生

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備(危機管理課)

土砂災害について、県が行う土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定を受け、市が警戒避難体制の充実を図ることになっているため、新たな土砂災害警戒区域(特別警戒区域)が指定された場合は、ハザードマップを更新するとともに、情報の伝達方法や避難場所に関する事項等を周知する必要がある。

土砂災害防止対策の推進(建設課)

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等ハード整備を推進する必要がある。

宅地の耐震化(建設課)

大規模地震時に被害の受けやすい大規模造成地の有無を把握し、調査結果を公表し市民へ情報提供する必要がある。【1-1 再掲】

森林の多面的機能の向上(農林課)

森林の適切な管理・保全が行われない場合は、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高くなることが懸念されるため、県と連携し森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

1-6) 【情報伝達】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

行政による情報処理・発信体制の整備(危機管理課)

市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、防災メール等により発信しているが、防災行政無線戸別受信機等により確実に個人に伝達できる手段を整備する必要がある。【1-3・3-1・4-2再掲】

組織体制の強化・危機対応能力の向上(危機管理課)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の危機対応能力の向上を図る必要がある。

福祉避難所^(※)の指定促進(危機管理課)

福祉避難所^(※)の指定は進んできているが、取組を一層促進するとともに、要配慮者が避難生活を送るため必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化(危機管理課)

災害時の被害の最小化を図るためには地域防災力の向上が重要であることから、小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。

外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達(水産商工観光課 危機管理課)

本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

災害時避難行動要支援者対策の促進(健康高齢者支援課 福祉課 危機管理課)

避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者^(※)の個別計画策定の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1) 【物資】被災地での食料・飲料水等、物資供給の長期停止

支援物資の調達・供給体制の構築(危機管理課)

災害協定の締結等により、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。

備蓄品の確保(危機管理課)

家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する必要がある。

道路施設の老朽化対策(建設課)

災害時、交通機能を確保するため道路施設の老朽化対策について計画的な施設修繕、補修を行う必要がある。【2-5・5-1・6-3 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。【2-5・5-1・6-3 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する必要がある。【2-5・8-2 再掲】

応急給水体制の整備(環境水道課)

災害時の飲料水や生活用水を確保するため、災害時の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう応急給水体制を構築する必要がある。

水道施設の耐震化・更新(環境水道課)

大規模災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、配水管等の耐震化を図る必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるため、老朽化した施設、設備を計画的に更新する必要がある。【6-2 再掲】

医療関係団体等との協力体制(健康高齢者支援課)

災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実する必要がある。

2-2) 【孤立集落】多数の孤立集落等の発生

道路の防災対策(建設課)

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【2-3・7-1・8-3 再掲】

2-3) 【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足

常備消防力の強化(企画政策課)

常備消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実・強化を促進する必要がある。

消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化(危機管理課)

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努め、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、随時受援計画の見直しを行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する必要がある。

【2-5・3-1・8-1・8-2 再掲】

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【2-2・7-1・8-3 再掲】

2-4) 【帰宅困難者】帰宅困難者の発生

事業所等における緊急物資備蓄(危機管理課)

大規模地震発生時等において帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等において、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

2-5) 【医療】医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医師会等との連携強化(健康高齢者支援課)

広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等の災害時協定など連携の強化を行う必要がある。

医療施設における電力供給体制の確保(健康高齢者支援課)

災害時においても医療施設の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうかの検証を行い、電力供給体制の確保を促進する必要がある。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、随時受援計画の見直しを行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する必要がある。

【2-3・3-1・8-1・8-2 再掲】

道路施設の老朽化対策(建設課)

災害時、交通機能を確保するため道路施設の老朽化対策について計画的な施設修繕、補修を行う必要がある。【2-1・5-1・6-3 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。【2-1・5-1・6-3 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する必要がある。【2-1・8-2 再掲】

2-6) 【疫病・感染症】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

予防接種や消毒、害虫駆除等の実施(健康高齢者支援課 環境水道課)

感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。

し尿処理体制の構築(危機管理課)

災害時における指定避難所のトイレが、不足すると予想されるため、整備が必要である。

避難所における衛生管理・感染症対策(福祉課 健康高齢者支援課 危機管理課)

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を強化するために必要な物資・資機材の整備等を推進する必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 業務継続体制の構築（危機管理課）

BCP^(※)について必要に応じて見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

行政による情報処理・発信体制の整備（危機管理課）

市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、防災メール等により発信しているが、防災行政無線戸別受信機等により確実に個人に伝達できる手段を整備する必要がある。【1-3・1-6・4-2再掲】

受援計画見直し（危機管理課）

受援力の向上を図るため、随時受援計画の見直しを行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する必要がある。

【2-3・2-5・8-1・8-2再掲】

公共施設の耐震化等（各施設の管理課）

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要がある。

また、公共施設は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要である。【1-1・7-1再掲】

目標4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 【電話・メール】電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

防災情報の収集機能強化(危機管理課)

民間通信事業者の回線が停止した場合に県と市、防災関係機関との通信ができるよう、通信手段(防災行政無線)や情報システム等を確保する必要がある。

電源途絶に対する予備電源の確保(危機管理課)

無線・有線電話等の情報通信システムに必要な不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源(地域マイクログリッド含む)の確保を図る必要がある。

停電防止予防伐採の実施(危機管理課)

台風等の災害時には、倒木により大規模な停電が長期間継続する恐れがあることから、計画的な予防伐採に取り組む必要がある。【6-1再掲】

4-2) 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

行政による情報処理・発信体制の整備(危機管理課)

市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、防災メール等により発信しているが、防災行政無線戸別受信機等により確実に個人に伝達できる手段を整備する必要がある。【1-3・1-6・3-1再掲】

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 【経済活動機能不全】企業の生産力低下、社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

中小企業に対する資金調達支援(水産商工観光課)

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。

民間企業におけるBCP^(※)の策定促進(水産商工観光課)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるようにBCP^(※)の策定を促進する必要がある。

災害時の電力、石油燃料等の確保(危機管理課)

災害時に迅速かつ円滑に、電力(地域マイクログリッド含む)、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結について検討する必要がある。

【6-1 再掲】

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災による火災発生防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー^(※)、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。【1-2・7-1 再掲】

道路施設の老朽化対策(建設課)

災害時、交通機能を確保するため道路施設の老朽化対策について計画的な施設修繕、補修を行う必要がある。【2-1・2-5・6-3 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。【2-1・2-5・6-3 再掲】

目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 【電力・ガス】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス供給機能の停止

ライフライン事業者等との連携強化(危機管理課)

大規模災害発生後の電力（地域マイクログリッド含む）や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する必要がある。

災害時の電力、石油燃料等の確保(危機管理課)

災害時に迅速かつ円滑に、電力（地域マイクログリッド含む）、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結について検討する必要がある。【5-1 再掲】

停電防止予防伐採の実施（危機管理課）

台風等の災害時には、倒木により大規模な停電が長期間継続する恐れがあることから、計画的な予防伐採に取り組む必要がある。【4-1 再掲】

6-2) 【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・更新（環境水道課）

大規模災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、配水管等の耐震化を図る必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるため、老朽化した施設、設備を計画的に更新する必要がある。【2-1 再掲】

応援給水体制及び給水機器の整備（環境水道課）

市内水道管網・浄水施設・ダム施設の復旧については復旧業者の都合、資材の調達等により遅れる場合があるため、災害復旧協定等の締結を推進する必要がある。

原水の水質悪化による浄水処理継続不能な場合は南房総広域水道企業団からの受水に切り替えるなど水運用の方法を検討する必要がある。

給水車の保有台数、応急給水栓、給水袋等の応急給水用具の不足のため、大規模な災害が発生した場合十分な給水活動ができなくなるため、給水用具等を充実させる必要がある。

6-3) 【交通インフラ】地域交通網が分断する事態

輸送手段の確保(企画政策課)

災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める必要がある。

代替性確保のための道路ネットワーク強化(建設課)

災害時におけるにおける緊急輸送道路^(※)の代替性を確保するために国道465号バイパス事業や、茂原一宮大原道路の整備促進を図る必要がある。

緊急輸送道路^(※)を含む市道整備と適切な維持管理(建設課)

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が円滑にできるよう、緊急輸送道路^(※)を含む市道の整備や適正な維持管理を行う必要がある。

道路施設の老朽化対策(建設課)

災害時、交通機能を確保するため道路施設の老朽化対策について計画的な施設修繕、補修を行う必要がある。【2-1・2-5・5-1 再掲】

道路橋梁の耐震化(建設課)

大規模地震時における交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。【2-1・2-5・5-1 再掲】

道路啓開^(※)体制の整備(建設課)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(建設課)

道路啓開^(※)や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6-4) 【異常渇水】異常渇水等による用水の供給の途絶

水源の運用方法の構築(環境水道課)

ダム水及び南房総広域水道企業団の水源渇枯に対しては渇水対策マニュアルに基づき、正確な渇水情報の把握、渇水対策本部の設置、渇水対策活動等を行い、水道使用者への負担軽減を図るとともに、千葉県水道災害相互応援協定により応援給水の要請を行う必要がある。

6-5) 【住居・被災者支援】住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化、心身の健康被害の発生

応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の確保（建設課）

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携を強化するなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

また、既存市営住宅の空き住戸への一時的な入居による活用を考慮し、公営住宅等ストック総合改善事業や公営住宅等整備事業により安全性を確保しながら必要戸数を維持する必要がある。

災害ボランティアの円滑な受入れ（福祉課）

避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアセンターを設置するいすみ市社会福祉協議会との連携体制を強化するための訓練等を行う必要がある。

遺体措置に関する適正な対応（環境水道課）

遺体に関して適切な対応を行うため、災害時における遺体処理に関する対策及び体制整備を検討する必要がある。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 【地震～火災】住宅密集地での大規模火災の発生

火災予防対策等の推進(危機管理課)

震災による火災発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー^(※)、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。【1-2・5-1 再掲】

地域防災力の向上(危機管理課)

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【2-2・2-3・8-3 再掲】

常備消防との連携強化(危機管理課)

市民の高齢化及び単身者の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。【1-2 再掲】

消防団の強化(危機管理課)

災害時における消防団の消防力や活動などの強化を図る必要がある。【1-2 再掲】

消防水利の整備(危機管理課)

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性のある地域について、消防水利の整備を進める必要がある。【1-2 再掲】

耐震性防火水槽の整備(危機管理課)

大規模地震等の災害発生時には、水道管の破損等により消火栓の使用が困難となることから、耐震性防火水槽の計画的な整備を推進する必要がある。【1-2 再掲】

民間建築物の適切な管理(企画政策課 建設課)

今後空き家が増加することが予想されることから、対策を計画的に推進する必要がある。

公共施設の耐震化等(各施設の管理課)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要がある。

また、公共施設は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要である。【1-1・3-1 再掲】

7-2) 【ため池等損壊】ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の整備(農林課)

市内225か所のため池のうち、県営の老朽ため池等整備工事により27か所のため池が改良または補修されたが、残りのため池について、地元改良区の補修状況把握と、計画的な改良や補修整備を行う必要がある。

ため池ハザードマップの作成(農林課)

ため池決壊時の浸水想定や円滑な避難を確保するよう、ため池ハザードマップを作成する必要がある。

7-3) 【農地等荒廃】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地等の適切な保全管理(農林課)

農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う必要がある。

森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等(農林課)

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める必要がある。

7-4) 【風評被害】風評被害等による地域経済等への甚大な影響

観光業、農業、水産業の需要回復に向けた安全性の情報発信(水産商工観光課 農林課)

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速かつ的確に提供するため、平時から関係機関等との連携体制を構築する必要がある。

目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理体制の構築(環境水道課)

大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携の強化を図る必要がある。

災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備(環境水道課)

災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを整備する必要がある。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、随時受援計画の見直しを行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する必要がある。

【2-3・2-5・3-1・8-2 再掲】

8-2) 【人材等不足】道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築(建設課 危機管理課)

建設関係団体、他自治体等との災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。

防災を担う人材の育成(危機管理課)

大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。

受援計画見直し(危機管理課)

受援力の向上を図るため、随時受援計画の見直しを行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する必要がある。

【2-3・2-5・3-1・8-1 再掲】

建物被害認定体制の充実(税務課)

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成する必要がある。【8-4 再掲】

道路啓開^(※) 計画策定(建設課)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、緊急輸送などに必要不可欠な道路啓開^(※) について行動計画を策定する必要がある。【2-1・2-5 再掲】

被災宅地危険度判定^(※) の充実(建設課)

大規模地震により被災した場合の二次災害の発生を防ぐため被災宅地危険度判定士の養成が必要である。【1-1 再掲】

被災建築物応急危険度判定^(※) の充実(建設課)

大規模地震により被災した建築物の応急危険度判定が早期に実施できるよう被災建築物応急危険度判定士の養成が必要である。【1-1 再掲】

8-3) 【地域コミュニティ等崩壊】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域防犯体制の充実（危機管理課）

防犯パトロール等の実施は防犯活動の活性化に効果があるが、地域防犯活動の一層の強化を図るため、更なる自主防犯団体の結成が必要である。

被災者台帳の整備・推進（危機管理課）

被災者の被害から生活再建までを一元的に管理することにより、迅速な復旧・復興を図るため、被災者台帳を作成する必要がある。

地域防災力の向上（危機管理課）

大規模災害時に、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするため、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や小中学生等に災害疑似体験を通じた防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【2-2・2-3・7-1 再掲】

多様な主体に配慮した防災対策の推進（危機管理課）

災害対応力を強化するため、男女共同参画の視点から安全・安心の確保を検討する必要がある。

地籍調査^(※)の実施（建設課）

迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査^(※)を実施し、土地境界等を明確にする必要がある。

8-4) 【生活再建】被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

恒久住宅対策（建設課）

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うため、支援制度を前提とした体制の構築に努める必要がある。

災害公営住宅等の供給を行うため、復興・復旧段階を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるようあらかじめ検討しておく必要がある。

雇用対策（水産商工観光課）

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る補助制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、BCP^(※)の策定を促進する必要がある。

生活再建支援（福祉課）

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

建物被害認定体制の充実（税務課）

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市町村における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成する必要がある。【8-2 再掲】

【用語解説】

あ行

- ・ Lアラート (P. 13, 17, 24, 26)

地方公共団体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステムです。

か行

- ・ 感震ブレーカー (P. 12, 27, 33, 43, 52, 56)

地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気を遮断し、停電が復旧した時等に発生する電気火災を防止するための装置です。

- ・ 緊急輸送道路 (P. 30, 54)

大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路のことです。

た行

- ・ 代替性・冗長性 (P. 8)

自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化し、予備の手段が用意されている様な性質をいいます。

- ・ 地籍調査 (P. 39, 60)

国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。

- ・ 道路啓開 (P. 18, 22, 30, 37, 47, 49, 54, 59)

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることです。

は行

・被災建築物応急危険度判定 (P. 9, 37, 42, 59)

大地震により、被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止するために、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することをいいます。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供します。

・被災宅地危険度判定 (P. 9, 37, 42, 59)

大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を判定することをいいます。判定結果は、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

・BCP (24, 27, 40, 50, 52, 61)

BCPとは業務継続計画 (Business Continuity Plan) であり、災害発生時に、利用できる資源 (ヒト、モノ、情報及びライフライン等) に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

・避難行動要支援者 (P. 17, 46)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者 (要配慮者) のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定義され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

・福祉避難所 (P. 17, 46)

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設をいいます。

